

## 屋内避難階段とパイプシャフト等の扉（令第123条第1項第一号）

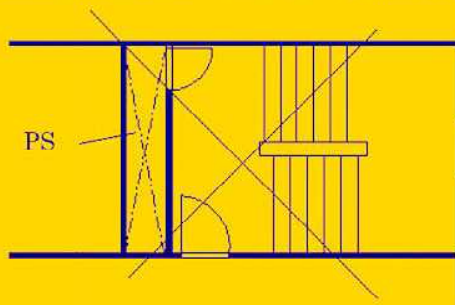
法第35条、令第123条

2-9 避難階段とPS

避難階段にパイプシャフトを設けることは可能ですか。

回答・解説

- 1 屋内避難階段には、階段の内部にパイプシャフトの点検扉を設けることはできません。



京都市建築法令実務ハンドブック 質疑応答編より

上の「質疑応答編」によれば、**屋内避難階段の内部にパイプシャフトの点検扉を設けることはできない。**

「建築基準法及び同大阪府条例 質疑応答集」においても、「避難階段の階段室内に**パイプスペース**や**物入れなどの扉**は設置できるか。」に対し、「令第123条1項4号、5号の窓又は6号の出入口以外は**設置できない。**」とある。

### （避難階段及び特別避難階段の構造）

**第123条（第1項）** 屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 階段室は、**第四号の開口部**、**第五号の窓**又は**第六号の出入口**の部分を除き、**耐火構造の壁**で囲むこと。

→ 「階段室の**屋外に面する壁に設ける開口部**」、「階段室の**屋内に面する壁に設ける窓**」、「**階段に通ずる出入口**」以外は、耐火構造の壁とする必要がある。